

寄附金を受領する団体の方へ

条例で指定された寄附金について、寄附者の申告に係る負担軽減や適正な課税事務のため、次の事務を行っていただくことになります。

1	これから寄附をしようとする方に対して、次の書類をお渡してください。 条例指定を受けている都道府県および市区町村の一覧 広報用チラシ（条例指定寄附金制度の概要）
2	寄附金を受領する際には、寄附者に対して次の書類をお渡してください。 「寄附金受領証明書（群馬県用）」 「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書」
3	寄附金を受領した場合、「寄附者名簿」を寄附者の居住する市町村別に作成し、各市町村の税務担当課に送付してください。（群馬県には提出不要です） 提出期限：寄附金を受領した翌年の3月15日まで
注意	条例指定を受けた団体であっても、群馬県内にある事業所等が行う事業に対する寄附金でない場合は、寄附金税額控除の対象になりません。